

大阪弁護士会では今年の2月23日に新科目「公共」に関するシンポジウムを開催するなど、新科目「公共」についての理解を深めていっているところですが、公共の科目の位置づけなど中身の細かなことについての理解は法教育委員会内においても必ずしも進んでいるとはいえないように思われます。

弁護士が外部講師として授業をする際において、学校の授業としての位置づけを理解し、行う授業の意味を理解することは重要です。そこで、理解を深め、今後の出張授業に役立てるため、大阪府立三国丘高等学校の大塚雅之教諭に、公共についてのレクチャーとして、まず、公共の枠組みに関してお話しいただき、次に、個別の授業について公共との関連を確認し、今後の課題についてなどの意見交換をしました。

1 公共の枠組みについて

新学習指導要領では、現代社会に変わって公共が設置され、現代社会が選択科目であったのに対し、公共は必修科目とされています。ただ、知識にかかわる内容面では、現行の現代社会とは大きく変わらないようです。

現行の現代社会と違う点は、公共は【教え方】に着目している点にある、すなわち、今までは教えること=知識に言及してはいても、それをどのように教えるかについては言及してこなかったところ、今回の新学習指導要領では「対話的・主体的で深い学び」を実現するために、教え方にも言及している点であるとのことでした。

その上で、公共の枠組みはA「公共の扉」、B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」、C「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」の3つの大きな枠組みがあり、Aを前提としBを理解し、A・Bを前提としCに発展させていくとされています（後掲「高等学校学習指導要領ポイント」（以下では「A」「B」「C」と記載いたします。））。

その中で、Bが中心的に教えることになり、項目として13項目が挙げられています。

この項目は、例えば「(1) 主として法に関わる事項①法や規範の意義及び役割」というように比較的具体的に挙げられており、1つ1つが重要な項目になっています。ところが、学校行事の関係上、中心的とされているBの時間についても計画としては36コマ程度しか使えないだろうとのことであり、時間的には厳しい制限の中で授業をしていくことになるだろうと話されていました。

高等学校学習指導要領ポイント

A 公共の扉

- (1) 公共的な空間を作る私たち
- (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方
- (3) 公共的な空間における基本的原理

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

(13項目)

- (1) 主として法に関わる事項
 - ① 法や規範の意義及び役割
 - ② 多様な契約及び消費者の権利と責任
 - ③ 司法参加の意義
- (2) 主として政治にかかわる事項
 - ④ 政治参加と公正な世論の形成、地方自治
 - ⑤ 国家主権、領土（領海、領空を含む。）
 - ⑥ 我が国の安全保障と防衛
 - ⑦ 国際貢献を含む国際社会における我が国の役割
- (3) 主として経済に関わる事項
 - ⑧ 職業選択
 - ⑨ 雇用と労働問題
 - ⑩ 財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化
 - ⑪ 市場経済の機能と限界
 - ⑫ 金融の働き
 - ⑬ 経済のグローバル化と相互依存関係の深まり

C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

- ① 課題の設定
- ② 情報の収集と読み取り・分析

- ③ 課題の探究
- ④ 自分の考えの説明、論述

2 弁護士会の教材と公共との関係

公共についての一般的なレクチャーを終え、個別の弁護士会で用意している主張授業の項目が公共のどの項目と関連付けることができるかについての話がなされ、教諭側からは、今後の授業については公共のどの項目に関連するかあらかじめ明示した形で提案がなされれば、学校として利用がしやすくなるとの提案がされました。

例えば、ワークルールであれば、(1) 主として法に関わる事項①法や規範の意義及び役割 (3) 主として経済に関わる事項⑧職業選択⑨雇用と労働問題に関連するとの話がされました。その中で、「対話的・主体的で深い学び」との関係ではブラック企業がなくなる理由を考えたり、過労死の問題を考えたりすることも考えられ、具体的な授業案についても言及がありました。

一方、弁護士側からは、Bの13項目をよく見ると、基本的人権といった弁護士としては見過ごすことのできない価値について言及されていないように思われるとの意見が出ましたが、それに対して、Bの項目ではなく、むしろAの項目に入ってくるものであり、BはAを理解して学ぶ順番になっているためにBでは触れられていないとのことでした。このことからすれば、Bの話をする際には、Aで学んだことについて触れていくことは必要なことであり、基本的な価値について言及しつつ、Bの項目について授業することが必要ではないかとされていました。

他に、消費者教育が公共ではどのように位置づけられるかについて弁護士側から質問が出たところ、教諭からは、社会全体として私人間の紛争をどのように解決するかといった内容は公共では重視されるものであるが、個別の消費者のトラブルをどのように解決するかといった視点は公民科よりも家庭科が重きを置いているという話でした。

現在、弁護士会で用意している消費者教育はトラブル事例を紹介して、トラブルに巻き込まれないようにするためにどうしたらよいか、あるいは、トラブルに巻き込まれたらどうしたらよいかという点について、授業を行うようになっております。

しかし、このようなことは科目的にはどちらかというところ「家庭科」にあたりそうだとのことです。このような違いは科目としての「公共」と「家庭科」の位置づけの違いによるものであり、「公共」は社会システムとしてどのようなも

のが望ましいかという社会全体の構図を考えるのに対して、「家庭科」は自分ならばどのように対処するかという生活の問題としてとらえることから生じるとの話でした。

法教育というところと社会科としてとらえてしまいがちですが、全く違うところに位置付けられており、消費者教育について学校側にアプローチする場合には社会科の教諭ではなく、むしろ家庭科との連携が必要であるとの点は、今までにあまり見られていなかった視点であり、公報活動の点からも必要な視点に思われます。

3 今後の課題

弁護士を外部講師として招く場合、その1コマを弁護士の授業として割り当てることとなりますが、時間が非常に限定されている中で、外部講師を招いた時にその時間の評価をどのようにすべきかという問題があります。

前述したように、学校が利用できる時間には限りがありますので、1コマを利用する以上、評価ができる授業が望ましいとの話がありました。

これは出張授業を行う上で、いつも課題になる点であり、学校によってはきちんと話を聞いていたかを確認するために各授業の担当講師の名前を定期テストに出題するなどの努力を行っていると聞いています。

しかし、当該授業の内容に踏み込んで生徒が学ぶことができているかを確認することができれば、よりよい授業になり、学校としても授業として導入しやすい授業になることには間違いありません。

そこで、教諭からは大学入試共通テスト試行調査(新テストの試行問題)のような問題は作成できないかの提案が出されました。これについては、難しい問題ではありますが、今後の発展を考えれば取り組んでいかなければならない問題と思われます。

4 最後に

2時間弱という短い時間の中でしたが、公共の大枠について分かりやすい話があった上で、具体的な活動についても丁寧な回答があり、今後の授業案の作成、広報活動などを考えるにあたり、非常に有意義なレクチャーとなりました。

貴重なレクチャーをしていただいた大塚雅之教諭に改めて御礼申し上げます。